



労務通信 157号



成迫 社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152
飯田事務所 TEL 0265-49-3602

令和6年度地域別最低賃金

令和6年8月29日に厚生労働省は各地方最低賃金審議会が答申した2024年度の地域別最低賃金を公表しました。それによると、答申額の全国加重平均額は1055円で、2023年度(1004円)と比較して51円の引き上げとなりました。昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。

長野県は998円となり、50円の上昇額となります。10月1日からの適用となります。東京商工リサーチの調査「最低賃金引き上げに関するアンケート」によると、19.27%で最賃割れの従業員が見込まれ、その対応が求められています。

■最低賃金を確認しましょう

まずは早めに従業員の最低賃金を確認してください。確認は以下の計算式で行います。

- ①月給者の場合
(基本給+手当) ÷ 月の所定労働時間
- ②時給者に固定の手当がついている場合
時給+ (固定の手当 ÷ 労働契約書記載の労働時間)
- ③日給者の場合
日給 ÷ 当該労働者の1日の所定労働時間



(注意点)

- ・夜勤手当や宿直手当などの設定において深夜労働の割増分を含めている場合、割増する金額が足りていないケースが多くありますので、手当額の確認をお願いします
- ・日給の場合、現在の単価が最低賃金を下回っているケースがありますので、確認をお願いします

■最低賃金を下回った場合のリスク

使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと義務付けられています。

最低賃金を下回る場合に企業には以下のリスクがあります。

1	50万円以下の罰金が科されることとなります(最賃法40条)
2	労働者から未払賃金としてこれまで支払ってきた賃金と最低賃金との差額を請求されます
3	最低賃金法違反の事実が認められた場合には、コンプライアンス違反の企業と認識されることとなり、企業イメージの低下につながります
4	労働基準監督署の行政指導を受ける場合があります

■業務改善助成金

業務改善助成金は、労務通信7月号でもご案内をさせて頂いておりますが、最低賃金等への対応および生産性を上げることのできる設備投資の予定がございましたら、対象になりえます。事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度となります。

(注意点)

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
 - ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
 - ・最低賃金が上がる前の9月中旬には計画を届出が必要
- もしご検討される場合は、お早めに担当者と相談ください。

政府の方針としては2030年台前半に全国加重平均で1,500円にするとしていますので、この方針に基づけば今後も毎年50円程度の最低賃金引上げが行われることとなります。仮に月平均所定労働時間が173時間とすると月額で8,650円ずつベースアップすることになります。賃金底上げにより事業所全体の賃金の差がなくなり、職員間の不満が高まり、離職の増加が懸念されます。そのため目の対応だけでなく、中期的な検討が必要となります。10月1日の対応も含めて、ご不明な点等ございましたら、弊社担当にご相談下さい。